

4 高保体第 151 号
令和 4 年 5 月 16 日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

県立学校におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び
行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和 4 年 5 月 16 日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
うえのことについて、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感
染拡大による保健所業務の逼迫等の状況を踏まえ、保健所による濃厚接触者へ
の対応が一部変更になったことについて、別添（写し）のとおり県立学校に通知
しました。

つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応
いただきますようお願いいたします。

【担当】

高知県教育委員会事務局保健体育課
学校保健担当 廣田、池本、山中
TEL 088-821-4928
FAX 088-821-4849

写

4高保体第151号
令和4年5月16日

各県立学校長様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年5月16日時点）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、5月10日に新規感染者が過去最高となる等、県内での感染状況が急速に拡大している現状から、保健所による濃厚接触者への対応が一部変更になりました。

今後は、県内の高等学校及び高知国際中学校・高知南中学校の生徒並びに県立中学校・高等学校・特別支援学校の教職員の感染が判明した場合、全ての保健所において積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限が行われなくなります。

このことを受け、全ての高等学校において「衛生管理マニュアル（2022.4.1 Ver.8）」に示される「6. 出席停止等の取扱い」（P.45）の中で、「濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります（第4章2. ②参照）。」と追記された部分が適用されることとなります。

つきましては、県立学校の児童生徒及び教職員で感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に関する対応は、別紙のとおりとなります。

各学校においては、本通知に基づき、学校内で感染を拡大させないよう迅速な初期対応をお願いします。

なお、特別支援学校（高等部含む）の児童生徒等及び県立安芸中学校・県立中村中学校の生徒の感染が判明した場合については、これまでどおり保健所による濃厚接触者の特定が行われます。

また、本通知の発出に伴い、令和4年4月22日付け4高保体第86号「県立学校におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年4月22日時点）」及び別紙「保健所業務が逼迫し保健所による濃厚接触者の特定が行われない場合の対応（令和4年4月22日時点）」は廃止とします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

【担当】

保健体育課 廣田、池本、山中 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】

**県立学校の児童生徒等及び教職員に感染者が発生した場合における
学校内の濃厚接触者の特定に関する対応について**

県立高等学校生徒 高知国際中学校生徒 高知南中学校生徒 教職員 (特別支援学校を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所による濃厚接触者の特定は行わない。 ・ 生徒（感染者）については、学校が（別紙）に基づき、感染者に聞き取りをして自宅待機要請者（※）のリストを作成し、保健体育課にリストを提出・協議の上、出席停止の措置をとる。 ・ 教職員（感染者）については、管理職が感染者に聞き取りをして自宅待機要請者のリストを作成する。自宅待機要請者となる者が教職員のみの場合には、学校長の判断により出勤を控える措置をとる。 ・ 生徒が含まれる場合には、保健体育課にリストを提出・協議の上、出席停止の措置をとる。 ・ 同じクラスや部活動等で感染者が複数名発生した場合は、保健所に相談して対応
県立安芸中学校生徒 県立中村中学校生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでどおり、居住地を所管する県福祉保健所による濃厚接触者の特定が行われる。(保健所が特定した濃厚接触者への連絡は、学校が行う。) <p>○部活動内での感染等、同居する中学生と高校生との間で感染が疑われる場合は、高校も含め調査を行うなど、保健所が柔軟に対応</p>
特別支援学校児童生徒等	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地に関わらず、これまでどおり保健所により濃厚接触者を特定(保健所が特定した濃厚接触者への連絡は、学校が行う。)

(※) 保健所による濃厚接触者の特定が行われない場合、感染者との接触状況により、感染リスクが高いと考えられる者として、新たに県教育委員会で規定した呼称

感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者に出席停止の措置をとる場合の対応（令和4年5月16日時点）

学校内での感染拡大防止及び学校教育活動の維持を図るため、**学校が感染者に聞き取り(★2)をして感染者との接触状況により感染リスクが高いと考えられる者[★1]のリストを作成**し、生徒については**保健体育課に提出・協議の上、出席停止の措置**を、教職員については学校長の判断により出勤を控える措置を取ります。（以下、★1を自宅待機要請者とします。）

- ・**自宅待機要請者**の出席停止期間は、濃厚接触者と同じ**7日間**とする。

登校を控えている間に体調不良が見られた場合は、検査協力医療機関を受診するようにお願いする。

- ・ICT端末等を活用したオンライン学習を含め学習活動の継続ができるような対応を行う。

【待機期間の数え方】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
通常	 感染者との最終接触								 登校出勤

7日間の出席停止、出勤を控える

参考:高知県庁ホームページ(健康政策部健康対策課)より

★1 自宅待機要請者とする判断基準

(学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）文科省 R3.8.27)

(感染者の感染可能期間(検査2日前または発症2日前～)に、学校で感染者と接触があった者のうち)

- ①会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者
- ②感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する生徒等）
- ③感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触された可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話を交わした者）
 - （例）更衣室でマスクを着用せずに会話をする

※いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態の場合も、マスクなしとみなす。
- ④大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する生徒等）
- ⑤その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

★2 感染者や自宅待機要請者への聞き取り、連絡事項 ※自校の学校関係者のみに限定して聞き取りを行う。

(1) 感染者への聞き取り事項

①症状はあるか。あるなら、いつ症状が出たか。いつ検査をしたか。

*発症日が検査日よりも前の場合には、その時点から2日前の行動を聞き取ります。

②検査2日前（検査日が日曜日なら金曜日、土曜日）または発症2日前から、マスクを外して食事や会話、運動を共にした人（自宅待機要請者）がいないか。いた場合、誰なのか。

食事をしていた場合

食事中に会話をしたか、食事中の座席（対面や横並び、円陣等）はどうか、人との距離はどうか

運動をしていた場合

マスクを着用していたか、会話をしたか、人との距離（ポジション等）はどうか、運動をしていった環境（屋内あるいは屋外）はどうか、休憩中や運動前後の更衣室および部室での過ごし方

③②で名前が挙がった者に確認するために、感染していることを伝えてよいか。

*保護者に確認する。③で確認する以外に、感染していることを口外しないことを伝える。

(2) 自宅待機要請者への聞き取り事項

※(1)③で感染者の氏名を伝えることの了承を得られた場合

○▲▲（生徒の実名）さんと共に、△月△日（感染者の検査日または発症日から2日前）から、マスクを外して食事や会話、運動をしたか。それ以降、接触はあったか。

※(1)③で感染者の氏名を伝えることの了承が得られなかった場合

○感染者となった生徒の名前は伝えずに、△月△日（感染者の検査日または発症日から2日前）～今日（聞き取りを行っている日）までの間に、マスクを外して食事や会話、運動を共にした人がいないか。いた場合、誰なのか。

(3) 自宅待機要請者である生徒の保護者への連絡の仕方

○校内で新型コロナウィルス感染症の感染者が出て、○○さんが感染しているリスクが高いと考えられる。

○そのため、△月△日～△日までの7日間（【待機期間の数え方】参照）は、学校内での感染拡大防止のため、出席停止となる。欠席扱いとはならない。

*7日間の待機期間は、保健所が濃厚接触者と判断した者に適用される待機期間です。

○4日目以降に薬事承認された抗原定性検査キットを自費で購入し、2日間連続で陰性を確認した場合、2回目の陰性を確認した時点から登校可能である。

ただし、7日間が経過するまでは原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染対策は継続すること。（学校では、部活動や校外での教育活動、大会等には参加できない。）

○登校を控えている間、体調不良等が見られた場合は、検査協力医療機関（高知県のホームページに一覧が掲載されている）に、必ず事前予約（その際には感染者とマスク無しの接触があり、体調不良があることを伝える）をしてから、病院受診をする。

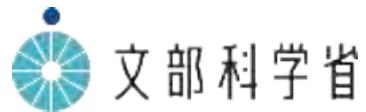
○登校を控えている間に、体調不良や病院受診、検査を行う場合は、必ず学校に連絡をする。

○出席停止期間中は、学校や部活動の友人等とは会うことは控える。



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2022.4.1 Ver.8)



ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていません³¹。さらに、予防接種はあくまで本人の意思や保護者の同意に基づき受けるべきこと、また、身体的な理由や様々な理由によって接種することができない人や接種を望まない人もいることに鑑み、接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者に対しても理解を求めることが重要です。

一方、学校教育活動においても、医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じることも考えられます。その際には、情報を把握する目的を明確にすること、本人や保護者の同意を得ること、他の生徒等に知られることのないような把握の方法を工夫することなど個人情報としての取扱いに十分に留意して把握するようにする必要があります。もしくは、検査の結果を活用することも考えられます。その他、健康診断に伴う保健調査等として新型コロナワクチンの接種歴が把握される可能性がありますが、そのような場合にも同様に個人情報としての取扱いに十分に留意する必要があります。

6. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等は出席停止の措置を取ります（第4章2. ②参照）。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱や咳等の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります（第2章2. (1) ①参照）。感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ることができます（第2章2. (1) ①参照）。

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十

³¹ ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）において、学校等の活動については、ワクチン・検査パッケージは適用しないこととされています。（ワクチン・検査パッケージとは、飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和するもの。）

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・<u>学校で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者等</u> ・発熱や咳等の症状がみられる者 ・(レベル2や3の地域において、地域の実情に応じ) 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

7. 児童生徒等及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

国立成育医療研究センターが令和3年12月に行った「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告³³によれば、小学校4年生以上の16%の子供に中程度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっています。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面から

³³ 「コロナ×こどもアンケート」第7回調査報告（令和4年3月23日公表）

（https://www.ncchd.go.jp/center/activity/covid19_kodomo/report/finreport_07_oth.html）